⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）

関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

⑸　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）

次に掲げる場合には、⑶又は⑷の規定により本人の同意を得ることが求められる場合でも、本人の同意は不要である。

①　法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合（注）

（例）

・　令状に基づく警察や検察などの捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）、捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（同法第197条等）
・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、国税通則法第74条の２～第74条の６）
・　裁判執行関係事項照会等への対応（刑事訴訟法第279条、第507条）、裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
・　所轄庁の求めに応じて行う生徒等の個人情報を含む資料の提出（私立学校法第６条）
・　転学する生徒等の指導要録の写しの転学先の校長への送付（学校教育法施行規則第24条第３項）

（注）

・　当該法令に、情報提供を求める側（目的外利用の便益を得る相手方）について、その情報を求めることができる旨の根拠があるものの、その求めを受ける側に、それに応じる義務（目的外利用をする義務）が課されていない場合は、関係事業者は、その法令の趣旨に照らして、目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医療機関等（医師や看護師）に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

③　公衆衛生の向上又は子供・若者の健やかな育成等の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・　感染症の予防のための調査に応じるとき
・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき
・　非行のおそれのある生徒等の情報を、生徒等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に関係する機関との間で情報交換等を行うことが特に必要な場合

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合（注）

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

（注）

・　国等からの任意の求めに協力する必要がある場合は、その求めの趣旨に照らしながら、目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第５　個人情報の取得に関する義務

⑴　適正な取得（法第17条関係）

①　関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（不正の手段による取得の例）

・　本人をだましてその個人情報を取得すること
・　第三者提供の制限（第７の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること

②　第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応するよう努めなければならない。

⑵　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）

関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（利用目的の通知又は公表が必要となる場合の例）

・　電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
・　個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
・　個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

⑶　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）

関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、その利用目的を本人に明示する必要はないが、その場合には、上記⑵に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に、その利用目的を明確に示すことをいう。これは事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要がある。

（利用目的の明示の方法の例）

・　往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する。
・　面談中に、本人に、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
・　ユーザー入力画面において、送信ボタンをクリックする前に利用目的を本人の目にとまる形で配置・記載する。